再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること（当該太陽光発電設備が特定営農型太陽光発電設備である場合を除く。）。

ロ　当該太陽光発電設備の設置場所において、災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること。

六　第二種複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が五十キロワット以上となる場合をいう。）を営む者が当該認定の申請をする場合にあっては、当該事業に用いる太陽光発電設備が第五号イに掲げる構造でないこと。

七～九　［略］

（軽微な変更）

第九条　［略］

一～十三　［略］

十四　認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。）又はその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合にあっては、当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の量のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給される再生可能エネルギー電気の量、又は特定供給により供給される再生可能エネルギー電気の量の割合の変更

六　複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定の申請をする場合にあっては、当該事業に用いる太陽光発電設備が前号イに掲げる構造でないこと。

七～九　［略］

（軽微な変更）

第九条　［略］

一～十三　［略］

［新設］

十五　認定発電設備が太陽光発電設備（第三条第三号、第三号の二及び第四号に掲げる設備（当該設備に係る調達期間の起算日前のものに限る。）であって、平成二十八年三月三十一日以前に旧認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の法第六条第一項の規定による認定をいう。）を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該認定発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約が締結されたものに限る。）である場合にあっては、当該認定発電設備の運転開始予定日の変更

十六～十八　［略］

2　（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　［略］

一～六　［略］

七　特定契約電気事業者が一般送配電事業者である場合は、特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、託送供給等約款等（電気事業法第十八条第一項の規定により当該一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）及び同法第十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）をいう。）に反する内容を含むこと。

十四　認定発電設備が太陽光発電設備（第三条第三号及び第四号に掲げる設備（当該設備に係る調達期間の起算日前のものに限る。）であって、平成二十七年三月三十一日以前に旧認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の法第六条第一項の規定による認定をいう。）を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該認定発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約が締結されたものに限る。）である場合にあっては、当該認定発電設備の運転開始予定日の変更

十五～十七　［略］

2　（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　［略］

一～六　［略］

七　特定契約電気事業者が一般送配電事業者である場合は、特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、託送供給等約款等（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項の規定により当該一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）及び同法第十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）をいう。）に反する内容を含むこと。